
I D O 2. 輸入犬等検査申請事項登録 (試験研究用)

業務コード	業務名
I Q A O 1	輸入犬等検査申請事項登録 (試験研究用)

1. 業務概要

システムにより行う「輸入犬等検査申請」業務に先立ち、輸入犬等検査申請（試験研究用）の情報を登録する。

登録した輸入犬等検査申請事項（試験研究用）は、任意に訂正することができる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

なし。

（3）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（4）DB関連チェック

（A）利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。

（B）申請番号（申請事項の訂正の場合）

①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。

②申請されていないこと。

③無効でないこと。

④取り止めされていないこと。

（C）動物の種類

「犬等種類DB」に登録されていること。

（D）用途

①「犬等用途DB」に登録されていること。

②入力された用途が「試験研究用」であること。

（E）仕出国（地域）

①「仕出国（地域）DB」に登録されていること。

②入力された仕出国（地域）コードが無符号（バスケットコード）の場合は、仕出国（地域）名欄に入力があること。

(F) 到着空港（港）

- ①「指定港DB」に登録されていること。
- ②入力された到着空港（港）コードが無符号（バスケットコード）の場合は、到着空港（港）名欄に入力があること。

(G) 搭載空港（港）

- ①「都市DB」に登録されていること。
- ②入力された搭載空港（港）コードが無符号（バスケットコード）の場合は、搭載空港（港）名欄に入力があること。

(H) 荷受人コード

「荷受荷送人DB」または「法人番号管理DB」に登録されていること。

(I) 荷受人コード、AWB／BL番号（共通管理番号関連の場合）

申請事項の訂正の場合は、登録されている荷受人コード、AWB／BL番号と一致していること。
(共通管理番号関連処理のリンクを行っている場合は、荷受人コード、AWB／BL番号の変更は行えない。)

(J) 品種

「犬等品種DB」に登録されていること。

(K) 指定生産飼養施設

「指定生産飼養施設DB」に登録されていること。

(L) 動物種、用途

「犬等種類／犬等用途関連DB」に登録されていること。

(M) 用途、到着空港（港）

「犬等用途／到着港関連DB」に登録されていること。

(N) 動物種、品種

「犬等種類／犬等品種DB」に登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「0000000000000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「0000000000000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 処理単位

申請番号単位で処理を行う。

(3) 申請番号の払出し処理

輸入犬等検査申請事項の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。付与される申請番号は、2桁の英字（申請先動物検疫所コード）+1桁の英字（輸入）+7桁の数字（7桁の数字のうち下1桁が枝番）である。(入力された到着空港（港）が属する動物検疫所コードを申請番号の上2桁に払い出す)

(4) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(5) 輸出入犬等検査申請D B処理

(A) 輸入犬等検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

(B) 輸入犬等検査申請事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出入犬等検査申請D B」に更新する。

(C) 変更承認後の輸入犬等検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出入犬等検査申請D B」に更新する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

(A) 指定生産飼養施設D B処理

入力された指定生産飼養施設コードにより「指定生産飼養施設D B」に登録されている指定生産飼養施設の名称及び住所を画面に出力する。

(B) 申請者D B処理

入力された申請者コードにより「ユーザ情報D B」に登録されている申請者氏名及び申請者住所を画面に出力する。

(C) 犬等種類D B処理

入力された動物の種類より「犬等種類D B」に登録されている動物種名を画面に出力する。

(D) 犬等用途D B処理

入力された用途コードにより「犬等用途D B」に登録されている用途名を画面に出力する。

(E) 指定港D B処理

入力された到着空港（港）コードにより「指定港D B」に登録されている到着空港（港）名を画面に出力する。

(F) 都市D B処理

入力された搭載空港（港）コードにより「都市D B」に登録されている搭載地名を画面に出力する。

(F) 荷受荷送人D B処理

入力された荷受人コードにより「荷受荷送人D B」に登録されている荷受人氏名及び荷受人住所を画面に出力する。

(G) 犬等品種D B処理

入力された品種コードにより「犬等品種D B」に登録されている品種名を画面に出力する。

(H) 仕出国（地域）D B処理

入力された仕出国（地域）コードにより「仕出国（地域）D B」に登録されている仕出国（地域）名を画面に出力する。

(7) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

① 入力されたAWB／BL番号が、「海上貨物D B」または「航空輸入貨物D B」に存在しない場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入犬等検査申請事項 登録応答情報（試験研究用）	なし	入力者
輸入犬等検査申請事項 登録情報（試験研究用）	共通管理番号処理要求処理でエラーとなった場合	入力者

7. 特記事項

- ①申請先動物検疫所は、到着空港（港）を保有する動物検疫所コードで決定される。
- ②各名称は、「無符号（バケットコード）」のコード以外でDBに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、DB上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷受人氏名、荷受人住所については、入力された名称に上書き出力は行わない。
- ③動物種が「猫」の場合、用途を「盲導犬」とした場合と同じ到着空港（港）コードを使用することができる。
- ④到着空港（港）コードについて、輸入犬等検査申請事項呼出しにて共通項目呼出しをした場合、国連LICOODEの下3桁が出力される。そのため、指定港コードに修正して入力すること。